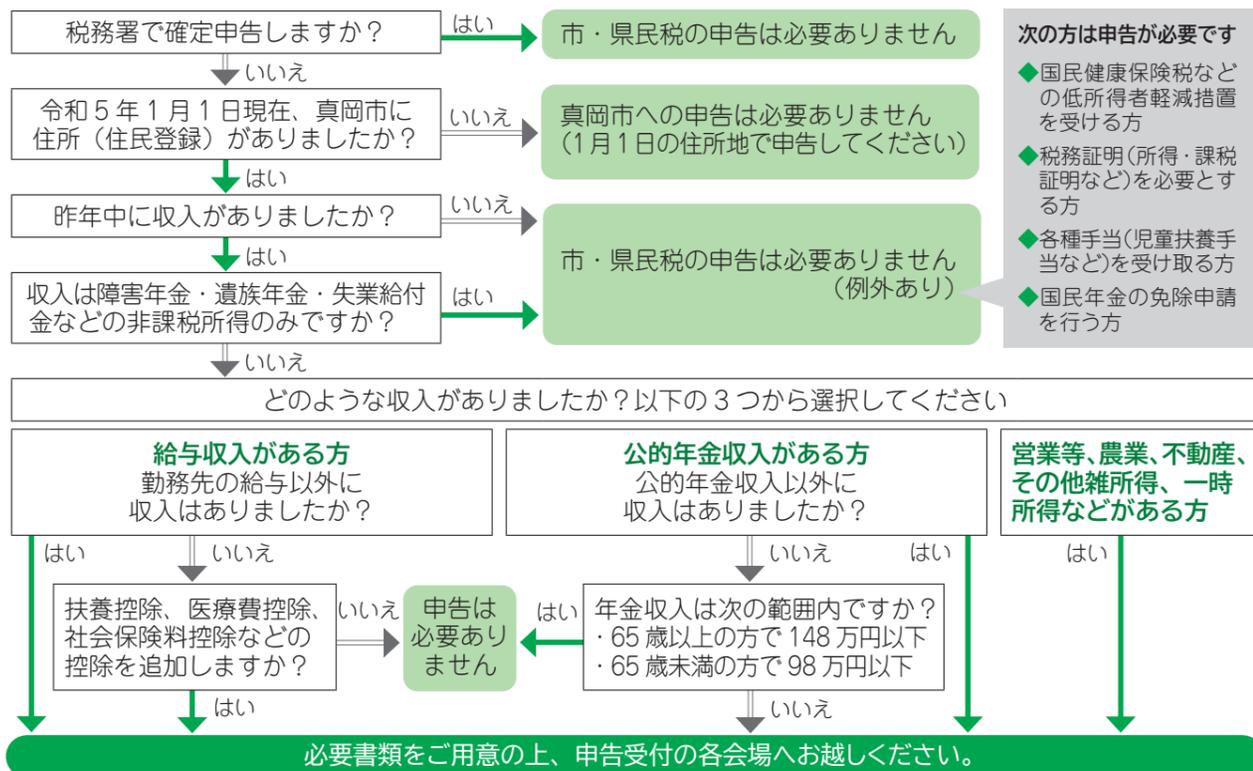


令和5年度(令和4年分) 市・県民税、所得税の申告は2/16~3/15

申告が必要な方(1つでも当てはまれば申告が必要となります)

- ① 営業・農業・その他の事業を営む方
地代・家賃収入のある方
- ② 給与所得者で次のような方
◆給与の年収が2千万円を超える方
◆他に営業・農業・不動産所得・配当などの所得がある方
◆複数から給与支払を受け、年末調整で合算していない方
◆中途退職や短期雇用などで年末調整されていない方
- ③ 公的年金所得者で次のような方
◆公的年金以外に所得がある方
◆医療費・扶養などの控除を受けようとする方
- ④ 生命保険金や満期返戻等を受け取った方
- ◆医療費・住宅借入金・寄附金などの控除を受ける方
◆源泉徴収票の内容や金額に変更が生じた方

市・県民税の申告が必要かチェック!



必要書類

- ① 個人番号(マイナンバー) 確認書類・身元確認書類
- ② 昨年中(1~12月)の収入を明らかにできる書類
◆年金、給与、賃金などの源泉徴収票や給与支払証明書
◆報酬をもらっている方は支払調書
◆生命保険一時金の支払調書
◆営業・農業・不動産所得等の場合は収支内訳書
【公共用地として土地を売却された方】
◆公共事業用資産の買取り等の証明書
◆不動産等の譲り受けの支払調書
- ③ 控除を受けるものの証明書または領収書
◆国民年金控除証明書または領収書
◆国民健康保険税の領収書
◆各種の控除証明書(一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料・旧長期損害保険料)
◆医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
・明細書(年間の一覧表)を作成していない場合は受付不可
・「医療費通知」を明細書に添付する場合は明細記入を省略可
・医師等が発行した「おむつ使用証明書」などは要提出

申告会場および日程

【真岡会場】市役所本庁舎1階ロビー



【二宮会場】二宮コミュニティセンター2階



日付	8:30~11:00	13:00~16:00
2/16(木)	小林	八條
2/17(金)	根本・須釜	南高岡・島
2/20(月)	西田井	鶴田・青谷
2/21(火)	君島・東大島	道祖土・東沼・西沼
2/22(水)	飯貝	田島・清水
2/24(金)	原町・赤羽・堀内	京泉・下鷲谷・上鷲谷
2/27(月)	上大田和・下大田和	下籠谷
2/28(火)	寺内・若旅・加倉	粕田・寺分・下大沼 下大沼1~2
3/1(水)	中・上大沼1~2	長田1~5
3/2(木)	大沼・上大沼・長田 柳林・勝瓜・茅堤	小橋・伊勢崎 八木岡
3/3(金)	熊倉町	熊倉1~3・大谷本町 大谷新町
3/6(月)	荒町・台町	荒町2~4
3/7(火)	東郷・中郷	西郷
3/8(水)	亀山・上高間木 西高間木	亀山1~3 上高間木1~3
3/9(木)	高勢町1~3	東光寺1~3・大谷台町
3/10(金)	田町・白布ヶ丘 寺久保1	並木町1~4・下高間木 下高間木1~2
3/13・14・15	3/10までに申告できなかった方	

日付	8:30~11:00	13:00~16:00
2/16(木)	本郷・旭町	寿多町・長島
2/17(金)	春來町・境	寺山・程島
2/20(月)	久松第一	久松第一・久松第二
2/21(火)	大根田	丸山・阿部品
2/22(水)	富永町・福居町・錦町 東町・豊住町・銀町	新石町
2/24(金)	石島	石島・下大曾
2/27(月)	長沼北	長沼南・谷貝新田
2/28(火)	大道泉・西大島	上江連
3/1(水)	古山	青田北・堀込
3/2(木)	鷲巣・青田南	砂ヶ原東・砂ヶ原西
3/3(金)	上大曾	上谷貝
3/6(月)	東物井	東物井・下原
3/7(火)	下物井・東鹿	上物井・西鹿
3/8(水)	西物井1、2	沖・阿部岡
3/9(木)	横田	大和田・水戸部
3/10(金)	桑ノ川・南鹿・北鹿	反町・原分・三谷
3/13(月)	高田	高田・高田新町・市之塚
3/14・15	3/13までに申告できなかった方	

※混雑により受付終了時刻が早まる場合あり
※指定日に申告できない場合は予備日または別日でも受付可

申告の前にご確認ください

【注意】医療費控除等の明細書は自宅で作成を

収支内訳書や医療費控除の明細書などが未作成の場合、申告の受付ができません。用紙は国税庁HPからダウンロードできるほか、市役所・二宮支所(各1階ロビー)、真岡税務署に設置しています。



【注意】次の方は税務署での申告となります

- ◆青色申告 ◆山林所得申告 ◆畜産に関わる申告
 - ◆譲渡所得(土地・株など)申告
 - ◆住宅借入金等特別控除の初回申告 ◆雑損控除の申告
 - ◆仮想通貨に係る申告 ◆令和3年分以前の申告
- ※真岡税務署では1/23(月)から還付申告のみ受付可

【厳守】申告期限は3月15日(水)まで

次の課税方式の選択制度適用を受ける方は期限内申告が必要
◆市・県民税の配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除
◆上場株式等の配当所得および譲渡所得等

【推奨】スマートフォンから確定申告できます

国税庁HP「確定申告作成コーナー」を利用すると、インターネットで申告書の作成・提出ができます。また、マイナポータルとの連携で一部情報の自動入力ができます。
<必要なもの> ◆マイナンバーカード
◆マイナンバーカード読取対応スマートフォン
またはICカードリーダーとパソコン



問・税務課市民税係 Tel 83-8113 (市・県民税について) 真岡税務署 Tel 82-2115 (所得税について)